

○新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則

平成29年8月3日教育委員会規則第18号

改正

令和2年8月1日教育委員会規則第15号

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請等)

第2条 新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例(平成29年新潟市条例第24号。以下「条例」という。)第8条第1項前段の規定により条例第3条第1号から第14号に掲げる施設(以下「クリエイティブスタジオ等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の受付期間は、別表の左欄に掲げる利用者の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の変更許可申請等)

第3条 条例第8条第1項後段の規定によりクリエイティブスタジオ等の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第10条の規定によりクリエイティブスタジオ等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第4条 クリエイティブスタジオ等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出され

たときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第5条 指定管理者は、クリエイティブスタジオ等の利用の許可をする場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付するものとする。

2 指定管理者は、クリエイティブスタジオ等の利用の変更の許可をする場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第6条 クリエイティブスタジオ等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、クリエイティブスタジオ等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可書)を指定管理者に提示しなければならない。

(届出)

第7条 利用者及びセンターの入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(1) クリエイティブスタジオ等の利用を終了した場合

(2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合

(3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第5号による指定管理者指定申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

(2) 役員名簿

(3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項のクリエイティブスタジオ等の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

3 前項の場合において、前項ただし書に規定する規定の施行の日から条例の施行の日の前日までの間における第2条、第3条及び第5条並びに別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用については、第2条、第3条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者」とあるのは「新潟市教育委員会」とする。

4 条例附則第3項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

附 則 (令和2年8月1日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例(令和2年新潟市条

例第37号) 附則第2項各号に掲げる行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の規定の例により行うものとする。

別表（第2条関係）

利用者		受付期間
1	条例第7条第2項第1号及び第2号に規定する者であつて、教育課程又は保育課程に基づく教育活動として利用するもの	利用開始日の18月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は、その翌日）から利用開始日の1週間前の日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）まで
2	条例第7条第2項第3号に規定する団体	利用開始日の9月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は、その翌日）から利用開始日の1週間前の日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）まで
3	条例第7条第2項各号に掲げるもの以外のものであつて、音楽室、調理室、談話室及び多目的スペースを利用する者	利用開始日の3月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は、その翌日）から利用開始日の1週間前の日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）まで
4	1の項から3の項までに掲げる者以外のもの	利用開始日の6月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は、その翌日）から利用開始日の1週間前の日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）まで

別記様式第1号（第2条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター利用許可申請書 <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日 </div> （宛先） 新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者 住所（団体にあつては所在地） 申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号				
下記のとおり利用したいので申請します。				
利用目的				
利用区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利			
利用人数	人	（内訳）	<input type="checkbox"/> 青少年 人 <input type="checkbox"/> 引率者 人 <input type="checkbox"/> 青少年団体 人 <input type="checkbox"/> その他 人 （研修室利用希望の場合のみ） 男性 人 女性 人	
利用日時	年 月 日 年 月 日	時 分から 時 分まで		
利用施設				
利用設備				
注 太線の枠内だけ記入してください。				
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起 案： 年 月 日	
			決 裁： 年 月 日	
決			許 可： 年 月 日	
裁			許可番号： 第 号	
			納 付 額： 円	

別記様式第2号（第3条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター利用 変更許可申請書 取止申出書 年 月 日 （宛先） 新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者 住所（団体にあつては所在地） 申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 下記のとおり 変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。													
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更・取止め												
変更・取止めの理由													
項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 利用年月日 年 月 日から 年 月 日まで </td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 利用時間 時 分 ～ 時 分 </td> <td style="padding: 5px;"> 時 分 ～ 時 分 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用施設</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用設備</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	利用年月日 年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	利用時間 時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	利用施設		利用設備			
変更前	変更後												
利用年月日 年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで												
利用時間 時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分												
利用施設													
利用設備													
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。													
上記のとおり許可・受理してよろしいでしょうか。													
決裁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">処</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">起 案： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理</td> <td></td> <td>決 裁： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欄</td> <td></td> <td>許 可： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>許可番号： 第 号</td> </tr> </table>	処		起 案： 年 月 日	理		決 裁： 年 月 日	欄		許 可： 年 月 日			許可番号： 第 号
処		起 案： 年 月 日											
理		決 裁： 年 月 日											
欄		許 可： 年 月 日											
		許可番号： 第 号											

別記様式第3号（第5条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター利用許可書

第 号

年 月 日

様

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者

印

下記のとおり利用を許可します。

利用目的		利用 人数	人
利用日時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	
利用施設			
利用設備			
使用料の額	円		
許可の条件			
備考	1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。		

別記様式第4号（第5条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター利用変更許可書

第 号
年 月 日

様

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者 印

下記のとおり変更を許可します。

許可年月日・ 番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更	
変更の理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
利用施設		
利用設備		
使用料の額	円	円
許可の条件		
備考	1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。	

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名 印

電話番号

新潟市芸術創造村・国際青少年センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。